

確認
OK?

最低賃金

働く人も、
雇う人も、
忘れずに。

最低賃金は、働くすべての人の時間額を保証する制度です。

徳島県 最低賃金

令和8年
11月1日から
時間額

1,103円

前年比
57UP
円

月給の人も日給の人も自分の時間額を計算してみよう



時間額を計算して、最低賃金と比較しよう!



「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金^(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!^(※2)

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。^(※2)

A 時間給の方

時間給		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

B 日給の方

日給		円	÷	1日の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	-------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

C 月給の方

月給		円	÷	1か月の平均所定労働時間		時間	=	時間額		円	≥	最低賃金額(時間額)		円
----	----------------------	---	---	--------------	----------------------	----	---	-----	----------------------	---	---	------------	----------------------	---

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給)→ B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給)→ C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精皆動手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金引上げを支援する「業務改善助成金」を活用しましょう!

業務改善助成金とは?

「業務改善助成金」は、生産性向上に資する設備投資を行いつつ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター

詳しくは、こちら

0120-366-440

業務改善助成金 検索



支給の 主な要件



事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金未満であること



事業場内最低賃金の引上げ



引上げ後の賃金額の支払



生産性向上に資する機器・設備などの導入



解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの流れ

1



交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



審査

2



交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3



実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出



審査

4



支給

WEBで 確認!

最低賃金に関する特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関するお問い合わせは徳島労働局または最寄りの労働基準監督署へ



徳島労働局 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金 検索

リサイクル適性[®]
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
(R8.9)

対象事業所の拡充について

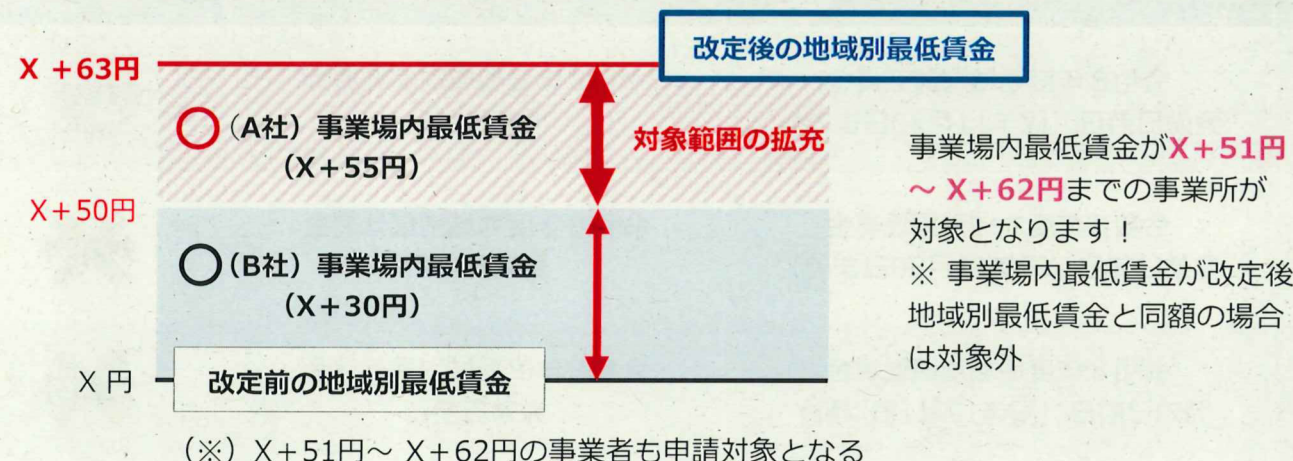
対象事業所について、以下のとおり見直しを行いました。
(※ 令和7年9月から引き続き実施するものです。)

事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所が対象



事業場内最低賃金が令和8年度改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所が対象

<例：地域別最低賃金が改定前 X 円、改定後 X+63円（引上げ額63円）の場合>



その他変更点

- 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は、助成対象外となりました。
- 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者が対象となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入について、「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

令和8年度業務改善助成金のご案内

徳島県版

業務改善助成金とは？

業務改善助成金 検索



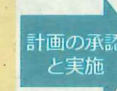
申請期間：令和8年9月1日～令和8年10月31日まで
※持参・郵送は10/30（金）17時15分 必着

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引上げ計画



設備投資等の計画
(機械設備導入やコンサルティングなど)



業務改善助成金を支給
(最大600万円)

対象事業者・申請の単位 【参考】令和8年度徳島県最低賃金 1,103円 (R8/11/1改正)

- 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- 事業場内最低賃金が令和8年度徳島県最低賃金額未満であること
- 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、工場や事務所などの労働者がいる事業場ごとに申請してください。注意事項は下記をご覧ください。

【注意事項】事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただいた上で、事業場内最低賃金の引上げは、申請より後から徳島県最低賃金改正発効日の前日までに行っていたら、設備投資等は、交付決定後に計画どおりに事業を進め結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

助成上限額・助成率

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上※	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

事業場内最低賃金	助成率
1,050円未満	4 / 5
1,050円以上	3 / 4

徳島県の場合、雇用保険加入労働者の事業場内最低賃金が、
～1,102円が対象となります。

特例事業者

特例事業者は、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合、左表の10人以上※の上限額区分の適用が受けられます。

以下の要件に当てはまる場合は特例事業者となります。
なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

②に該当する事業者は、PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入も助成対象経費と認められる場合があります。

助成対象経費の具体例 【参考】徳島県内で活用された設備投資事例

助成対象経費の具体例は「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

注意事項

- 交付決定前に助成対象設備の発注・導入を行った場合、助成対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 同一事業場の申請は年度内1回までです。
- 事業完了期限は令和9年1月31日です。

令和7年度からの主な変更点

- 助成対象経費の特例となっていた自動車（特殊用途自動車を除く）は助成対象外となりました。また、引き上げる対象労働者は、週所定労働時間が20時間以上の雇用保険加入者が対象となりました。
- 物価高騰等要件に係る売上高総利益率及び売上高営業利益率の申出書の記入は「最近3か月間のうち任意の1月」から「最近6か月間平均」になりました。
- その他、申請に当たっては、最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認いただき申請をお願いいたします。

交付申請書等の提出先は徳島労働局 雇用環境・均等室です

住所：〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎4階 (R8.9)

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440

(受付時間 平日 9:00～17:00)

【ワストップ相談窓口】徳島働き方改革推進支援センター
電話番号：0120-967-951 (受付時間 平日9:00～17:00)

令和8年度業務改善助成金の一部変更のお知らせ

助成率区分の変更について

助成率区分（引上げ前事業場内最低賃金額）について、以下のとおり見直しを行いました。

1,000円未満	4/5		1,050円未満	4/5
1,000円以上	3/4		1,050円以上	3/4

申請コースの再編について

申請コースについて、以下のとおり見直しを行いました。

<R7>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数
30円コース	30円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
45円コース	45円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
60円コース	60円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1
90円コース	90円以上	1人
		2～3人
		4～6人
		7人以上
		10人以上※1

※1 10人以上の上限額区分は、特例事業者が対象

<R8>

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	引き上げる労働者数※2
50円コース	50円以上	1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
		8人以上
70円コース	70円以上	10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人
		6～7人
90円コース	90円以上	8人以上
		10人以上※1
		1人
		2～3人
		4～5人

※1 10人以上の上限額区分は、特例事業者が対象

※2 引き上げる対象労働者は、雇用保険被保険者

申請期間と賃金引上げ期間について

申請期間と賃金引上げ期間について、見直しを行いました。

申請期間	賃金引上げ期間	事業完了期限
令和8年9月1日～ 申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日又は同年11月30日のいずれか早い日	令和8年9月1日～ 申請事業所に適用される地域別最低賃金発効日の前日	交付決定年度の1月31日

<申請例>

	申請日	賃金引上げ日	対象
例①	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象！
例②	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年11月30日まで）	令和8年度地域別最低賃金発効日当日	対象外
例③	令和8年度地域別最低賃金発効日前日（同年12月1日以降）	令和8年度地域別最低賃金発効日前日	対象外

賃金引上げに当たっての注意点

- 賃金引上げは、申請より後に行う必要があります。また、地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、申請後から発効日の前日まで引き上げていただく必要があります。
- 賃金引上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の賃金引上げは認められません。
- 令和7年9月5日以降、地域別最低賃金の改定日の前日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引上げ計画の提出は不要としていましたが、賃金引上げ後の申請は出来なくなりましたのでご注意ください。